

令和7年度

山口宇部空港旅行商品造成インセンティブ事業補助金概要

山口宇部空港利用促進振興会では、山口宇部空港の利用の促進を図るため、山口宇部空港を利用する旅行商品を企画・造成する旅行会社を支援する事業を実施します。

補助金選択	事業内容	
	プロモーション助成	インセンティブ助成
①インセンティブ助成のみ	なし	往復利用の場合：6,000円／1名 片道利用の場合：3,000円／1名 (上限：300,000円／1商品)
②プロモーション助成・インセンティブ助成併用	上限9万円	往復利用の場合：6,000円／1名 片道利用の場合：3,000円／1名 (上限：210,000円／1商品)
項目	内容	
対象者	旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく旅行業の登録を受けた者であって、日本国内に主たる営業所を有する事業者	
支援内容	企画旅行の往路又は復路、若しくはその両方に山口宇部空港発着の航空便を利用した旅行商品の企画造成、広告宣伝販売等を行う旅行事業者等に対して助成するもの。	
要件① (イン型)	次の条件のいずれも満たすこと ・山口宇部空港発着の定期路線（羽田乗継利用）を利用すること ・ <u>山口県内の宿泊施設で1泊以上</u> すること ・催行実績が確認できること	
要件② (アウト型)	次の条件のいずれも満たすこと ・山口宇部空港発着の定期路線（羽田乗継利用）を <u>山口宇部空港を起点</u> に利用すること ・催行実績が確認できること	
備考： プロモーション助成	・商品の企画造成、広告宣伝等に係る経費に対し、助成する。 ・その額が9万円を超えるときは、9万円を上限に助成する。 ・商品造成に経費を要したにも関わらず、催行中止となった場合は、如何なる理由であれ助成対象外とする。	
備考： インセンティブ助成	・延べ利用実績について往復利用の場合は2席と数える。（添乗員は含めない） ・天候不良等で新幹線等に急遽変更となった場合、実績として計上しない。	
補助上限額	300,000円／1商品	
その他	予算額に達し次第、受付終了とする。 詳細は要綱を参照	

問い合わせ先

山口宇部空港利用促進振興会 事務局（山口宇部空港ビル(株)内）
 MAIL：ubj.promotion@yamaguchi-ube-airport-bldg.co.jp
 TEL：0836-31-2200（ガイダンス9番）